誓約書

私は、輪島市宅地等復旧補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助事業の申請に当たり、下記の事項について誓約いたします。

記

１　補助事業を実施する土地は、被災前から住宅の用に供されていた宅地（被災前から住宅の建築に係る作業を進めていた場合も含む。）です。

２　補助事業を実施する土地は、補助事業の完了後速やかに住宅の用に供します。

３　補助事業の実施に当たり、工事業者又は隣接土地所有者等による紛争等が発生した場合は、自らの責任をもって解決し、輪島市に対して一切の損害を与えません。

４　補助事業の実施に当たり、輪島市補助金等交付規則、要綱、その他関係する法令及び条例等を遵守するとともに、近隣住民との関係に十分配慮し、適切かつ安全に補助事業を実施します。

５　補助事業に関して、輪島市から関係書類等の提出、実施状況の報告及び現地調査等の求めがあった場合は、これに応じます。

６　補助事業を実施した土地は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は売却しません。

この誓約に虚偽があり、又は誓約に違反した場合は、補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じるとともに、輪島市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和　　年　　月　　日

輪島市長　坂口　茂　殿

（誓約者）

住　所

　　　　　　(自 署)

氏　名